

在校生・保護者各位

学校法人 国際総合学園
新潟会計ビジネス専門学校
校長 川崎 千春
(公印省略)

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』二次募集について

拝啓 小暑の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊校の活動にご理解・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日弊社より標題でございます申請についてのご案内をさせていただきましたが、この度改めて文科省より二次募集の通知がございました。前回に引き続き特に家庭から自立した学生等において、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響でアルバイト収入の大幅な減少があり、修学の継続が困難な状況で、前回の申請に間に合わなかった学生に改めて日本学生支援機構から現金を支給し支援いたします。制度詳細は文科省サイト「学びの継続給付金 学生の皆様向けページ」掲載の「申請の手引き(学生・生徒用)」をご確認ください。

前回同様、推薦枠以上の申請がある場合、要件に合致していても審査の結果推薦できない場合があります。また本事業の趣旨「特に家庭から自立した学生で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により専門学校等での修学の継続が困難な状況となっている学生に対する救済措置」に基づくと、住民税非課税世帯でも推薦できない場合もあるため、他の制度と比べると極めて支給が厳しい制度となっておりますことを、あらかじめご承知おきください。

ご不明の点等ございましたら、本校事務局までお問い合わせください。

敬具

記

1. 提出書類 (1) 学生支援緊急給付金申請書【様式1】
- (2) 学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式2】
※保護者による代筆可
- (3) 添付書類(学生支援緊急給付金申請書参照)
 - ①アパート等の賃貸契約書の写し(自宅外生)
 - ②奨学生証又は住民税非課税証明書
 - ③新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等
 上記①～③に該当する方は必ずご用意ください。その他の添付書類は任意です。
 ※申請書内記入箇所の“振込先情報”について全国的に不備が多くあり、迅速な振込対応に支障が出ていますのでなるべく預貯金通帳の写しを添付提出するようお願いいたします。
2. 提出期限 新たに申し込む学生は、事前に下記期限①までに口頭で申し込み、その後、期限②までに書類提出を行ってください。
 - ①2020年7月16日(木) 17時締切厳守 ※口頭申請期限
 - ②2020年7月27日(月) 13時締切厳守 ※書類提出期限
3. 提出方法 事務局までご提出ください。
4. 給付金額 10万円(住民税非課税世帯は20万円)
5. 給付方法 学生本人名義口座へ振込(時期は未定です)
6. お問い合わせ 新潟会計ビジネス専門学校 事務局(電話025-244-8010)

※「申請の手引き」掲載アドレス https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

※採用に当たっては定員があり、お申込みいただいた方全員が採用となるものではありません。

あらかじめご了承ください。

以上